

会 費 規 程

令和 8 年 7 月 7 日制定

一般社団法人建設 R X コンソーシアム

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人建設 R X コンソーシアム（以下「本会」という。）定款第 8 条の規定に基づき、本会の会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(年会費)

第 2 条 本会の入会金は、無料（0 円）とする。

2 本会が会員から徴収する年会費は、会員区分に応じ、次の各号に定める金額とする。

正会員 年額 200,000 円

協力会員 年額 100,000 円

特別会員 年会費なし

(納 入)

第 3 条 年会費は、本会が発行する請求書を会員が受領した日から 1 か月以内に、本会が指定する銀行口座へ振込みにより納入するものとする。

2 前項の振込みに要する手数料は、会員の負担とする。

(全額納入)

第 4 条 会員は、定款第 36 条に定める事業年度の途中で入会した場合であっても、第 2 条に定める年会費の全額を納入するものとする。

(不返還)

第 5 条 会員が事業年度の途中で退会し、または会員資格を喪失した場合であっても、既に納入された年会費は、その理由のいかんを問わず返還しないものとする。

2 前項の場合において、退会または資格喪失の時点において未納の年会費等があるときは、当該会員は退会等をした後であっても、その全額を直ちに本会に納入する義務を負うものとする。

(規程の変更)

第 6 条 この規程は、定款の趣旨に反しない範囲において、理事会の決議により変更することができる。ただし、第 2 条に定める年会費の額を変更する場合は、社員総会の決議を経なければならない。